

連合三重

新春特別号

No.248

2024年1月5日発行

日本労働組合総連合会
三重県連合会
〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891
TEL.059-224-6152
FAX.059-223-3633
発行責任者 藤田 和彦
編集人 伊藤 由幸



メールアドレス info@mie.jtuc-rengo.jp

HPアドレス http://www.rengo-mie.jp/

社会を新たなステージへ ともに歩もう ともに変えよう ～仲間の輪を広げ 安心社会をめざす～

新年あけましておめでとうございます。

連合三重に集う組合員とそのご家族の皆さんにおかれましては、お健やかな新年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

旧年中は、構成組織・加盟組合をはじめ多くの皆さんに連合の取り組みをお支えいただきお礼申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、統一地方選挙や市町の首長選挙においては、連合三重や各地域協議会が推薦し立候補したすべての候補者が当選を果たすことができました。ご支援いただいたすべての皆様にお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症が2類から5類相当に移行され、経済活動も労働組合の活動もコロナ前の状況に戻ってきました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高騰が続き更には物価が上昇し、労働者や生活者、企業に大きな影響が出た1年でありました。



日本労働組合総連合会
三重県連合会
会長 番条 喜芳

さて新しい年を迎え、2024春季生活闘争がスタートします。

2023春季生活闘争においては、多くの組織で30年ぶりに高水準となる賃上げを勝ち取っていただきましたが、特に中小企業の賃金交渉においては、商品や製品に原材料費の高騰分や労務費の価格転嫁が進まず大変厳しい交渉となりました。

今季春季生活闘争においては、連合方針として「定期昇給を含め5%以上の賃上げ」を方針に掲げました。昨年の春闘はターニングポイントとなる春季生活闘争でありましたが、今季春季生活闘争は正念場となる交渉となります。

連合三重は、昨年11月に取りまとめられた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の内容が中小企業の経営者をはじめ広く社会に認識され十分に活用されるよう、経済団体をはじめ関係団体に強く訴えてまいります。

次に、政策実現の取り組みの一つとなる政治活動ですが、第50回衆議院議員選挙については、昨年4名の立候補予定者の推薦を決定しました。

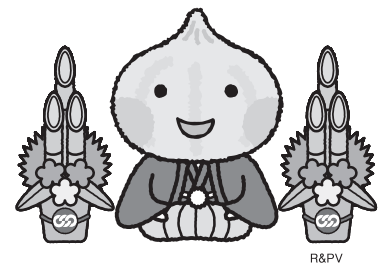
連合三重は、掲げる政策実現のため、働く者・生活者の立場に立つ政治勢力を強化していくためにも勝利に向け取り組みを進めていきます。

情勢は大変厳しいものがありますが、構成産別・単組・地域協議会が団結して取り組みを進められるようご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本年も連合三重の取り組みを進めるにあたっては、加盟組織との心合わせを図りながら進めていきます。引き続きの連合運動への参画をお願いいたします。

連合三重に集う仲間の皆様とご家族のご多幸とご健勝をご祈念申し上げます。年頭の挨拶とします。

本年もよろしくお祈りいたします。



R&PV

三重県の最低賃金・特定最低賃金

三重県の最低賃金が改定されています。改めてご確認をお願いいたします。



三重県最低賃金

時間額 973円

※発効日 2023年10月1日

三重県特定(産業別)最低賃金	
業種	時間額
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	999円
三重県電気機械器具等製造業最低賃金	987円
三重県輸送用機械器具等製造業最低賃金	1,022円

※発効日 2023年12月21日

有期労働契約についての正しい知識を身につけよう

無期転換ルールの適切な活用を促進する観点から、労働条件明示内容の拡充等の制度改正が行われ、2024年4月より施行されます。ぜひご一読ください。



こちらからデジタルブックをご覧ください



ワークルール検定に挑戦!

「ワークルール」とは、働くときに必要な法律や決まりのことです。現在日本では、企業・使用者側、労働者側双方のワークルールに関する知識の欠如に起因する労働問題が顕在化しています。誰もが安心して働ける環境をつくるため、ワークルール検定に挑戦してみませんか?

次回検定日程等につきましては、公式HPをご確認ください→



Q1 次の使用者の行為のうち、不当労働行為とみなされるものをすべて選びなさい。

- ①労働組合結成の仕方について同僚と相談したことを注意すること。
- ②労働者に長時間労働をさせること。
- ③経営が悪化しているにもかかわらず組合を結成したことを批判すること。
- ④組合の委員長を正当な理由により解雇すること。



Q2 育児休業について、正しいものをすべて選びなさい。

- ①使用者は、育児休業中の労働者に対し、賃金を支払わなければならない。
- ②有期契約労働者は、育児休業を申し出ることができない。
- ③使用者は、育児休業を申し出た労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- ④就業規則に育児休業の定めがない場合でも、労働者は、育児休業を申し出ることができる。



Q3 次のうち、懲戒処分が有効となるために必要なものをすべて選びなさい。

- ①過去の処分例と比べて均衡を失しないこと。
- ②就業規則に懲戒の種別と事由を定め、労働者に周知していること。
- ③懲戒処分の手続を進めるにあたって、労働者から同意を得ていること。
- ④使労働者に弁明の機会が与えられること。

※ワークルール検定公式HPより引用

②①:㊦ ③②:㊦ ㊦①:㊦【景】 詳しい解説はこちら→



安心社会づくりに向けた福祉活動に、各種団体と連携して取り組みます

三重県労福協

〒514-0004 津市栄町1丁目891
三重県労働者福祉会館内
TEL 059-225-2855
FAX 059-229-4433
ホームページ <http://www.mie-rofkyo.jp>

豊かで、公正な社会づくりをめざして。

東海ろうきん

健全・安心・貢献
〒514-0003 津市桜橋2丁目126番地
TEL 059-224-0336
FAX 059-224-4819
ホームページ <http://tokai.rokin.or.jp>

私たちは、日本でただひとつ。はたらく人のための生活応援バンクです。

こくみん共済

〒514-0004 津市栄町4-259-1
TEL 059-227-6167
FAX 059-225-5069
ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

共済事業をとおして「労働者福祉運動」をサポートします。

三重県住宅生協

〒514-8540 津市栄町1丁目891
三重県労働者福祉会館内
TEL 059-225-0851
FAX 059-225-0337
ホームページ <http://www.mie-jsk.or.jp/>

理想の住まいづくりをカタチにする暮らしのパートナー。